

## お知らせ

### 弁護士による無料相談会

▶**対象:**借金や税金・家賃の滞納、労働問題などで経済的に困りの方▶**日時:**7月7日(水)、8月4日(水)午後1時~4時30分の間の1時間以内▶**場所:**生活サポートセンター(区役所西庁舎3階)▶**申込:**電話で同所 ☎3993-9963

### 練馬つながるフェスタ2022の実行委員を募集

区民の地域活動への関心を高めるほか、団体間の交流を深めるため、区内のNPO法人やボランティア団体の活動などを紹介する催しです。今回、来年1月に開催予定のフェスタを企画・運営する実行委員を募集します。実行委員会は8回程度、主に平日夜間に開催します。▶**対象:**NPO法人やボランティア・サークル活動などの運営に携わったことがある方▶**募集人数:**若干名(選考)▶**申込:**区民協働交流センター(ココネリ3階)や区ホームページなどにある募集要項をご覧ください▶**問合せ:**区民協働交流センター ☎6757-2025

### 固定資産税・都市計画税

## 第1期分の納期限は6/30

新型コロナウイルスの影響で納付が困難なときは、猶予できる場合があります。詳しくは、東京都主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)をご覧ください。▶**問合せ:**練馬都税事務所 ☎3993-2261

## 国民年金

### 厚生年金に加入している配偶者の扶養から外れたときは届け出を

会社員や公務員などの厚生年金加入者に扶養されている方(20歳以上60歳未満)は、次のいずれかに当てはまる場合、第1号被保険者に切り替える届け出が必要です。

- 配偶者が退職・死亡した
- 配偶者が厚生年金加入中に65歳に達した
- ご自身が収入増や離婚などで扶養から外れた
- ご自身が雇用保険を受給するようになった

▶**問合せ:**国民年金係 ☎5984-4561

## 環境・リサイクル

### あき地の除草はお早めに

梅雨の時期は雑草の成長が早くなります。放置すると、害虫やネズミの繁殖、ごみの不法投棄につながり、近隣の方の迷惑となります。所有者・管理者の方は、早めに除草や清掃をしてください。▶**問合せ:**空き家等対策係 ☎5984-1192

### 区立施設での節電の取り組み

区は、節電対策として、次の取り

組みを行っています。ご理解とご協力をお願いします。

- ノーネクタイなどのクールビズ
- 室温は28℃に設定
- 照明は施設利用者の安全を確保した上で、一部消灯

### 〈節電にご協力を〉

区民の皆さまや事業者の方も、無理のない範囲で節電へのご協力をお願いします。

◎**問合せ:**環境計画推進係 ☎5984-4702

## 働く

### 夏季学校プール水泳補助指導員【登録制】

▶**対象:**4月1日現在、16歳以上の方▶**日時:**学校が指定する日で1日6時間以内▶**場所:**区立小中学校▶**内容:**小中学生への水泳指導の補助▶**謝礼:**1時間当たり1,100円 ※交通費は支給しません。▶**申込:**履歴書(写真貼付)に水泳指導の履歴・健康状態などを記入の上、6月17日(木)までに本人が直接、保健給食課学校保健係(区役所本庁舎11階) ☎5984-5729 ※郵送不可。 ※簡単な面接を行います。

### ①短時間保育②保育③調理④用務【会計年度任用職員(サポートスタッフ)登録制】

▶**期間:**来年3月まで(再任する場合あり)▶**勤務日:**月~土曜(月20日程度)▶**時間:**①朝...午前7時15分から、夕...午後4時15分から(それぞれ2~3時間程度)②~④原則として午前8時30分~午後5時15分の間の4~7時間45分▶**場所:**区立保育園▶**報酬(時給):**①1,341円②1,147円

③④1,093円 ※交通費支給。 ※勤務条件により期末手当・社会保険あり。▶**申込:**保育課(区役所本庁舎10階)や区ホームページにある申込書を、保育課管理係 ☎5984-5839

## 介護保険

### 令和3年度の保険料の決定通知書を6月16日(水)に発送

65歳以上の方の保険料は、本人や世帯の特別区民税の課税状況などにより算定します。今回、3年度の保険料が決定しました。納付方法など詳しくは、決定通知書をご覧ください。 ※確定申告や住民税の申告時期延長に伴い、課税状況を介護保険料算定に反映できていない場合があります。 ※事情により期限内に納付が困難な方はご相談ください。〈70歳以上の方の決定通知書は、東京都シルバーパス購入の際に所得確認書類として使えます〉

再発行はできませんので、必要な方は必ず保管してください。 ※東京都シルバーパスについては5面参照。〈保険料などの算定に住民税申告書の提出を〉

次の①②のいずれかに当てはまる方は、保険料や介護保険の利用者負担段階を決定するため、「住民税申告書」か「介護保険料等に関する簡易申告書」の提出が必要です。簡易申告書の郵送を希望する方はご連絡ください。

- ① 保険料の所得段階が第3段階で、本人の課税対象となる年金収入と合計所得を足して120万円以下
- ② 保険料の所得段階が第5段階で、本人の課税対象となる年金収入と合計所得を足して80万円以下

◎**問合せ:**資格保険料係 ☎5984-4592

## 国民健康保険のお知らせ

## 令和3年度の納入通知書を6/17(木)に発送

保険料は、昨年中の総所得金額等を基に計算し、納入通知書でお知らせします。納付方法など詳しくは、同封の「国保のお知らせ」をご覧ください。 ※国民健康保険は世帯単位の制度です。世帯主本人が国民健康保険に加入していない場合でも、納入通知書・納付書は世帯主宛てに送付します。

### 〈保険料のお支払いをお忘れなく〉

保険料は、納め忘れのない口座振替をご利用ください。納入通知書に同封の「口座振替依頼書」で申し込みできます。口座振替が開始されるまでの保険料は納付書でお支払いください。

納付書で支払う場合は、金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、区民事務所(練馬・石神井を除く)、収納課(区役所本庁舎4階)、こくほ石神井係(石神井庁舎2階)で納付できます。スマートフォンアプリ(モバイルレジ、PayPay請求書払いなど)も利用できます。 ※事情により期限内に納付が困難な方はご相談ください。

### ● 保険証を一斉更新します~普通郵便での送付を希望する方は申し込みを

現在の保険証の有効期限は、9月30日(木)です。新しい保険証は、9月中に簡易書留郵便で送付します。普通郵便での送付を希望する方は、申し込みをください(転送はできません)。▶**申込:**便箋またはハガキで①普通郵便希望②保険証の記号番号③住所④世帯主の氏名⑤申込者の氏名・電話番号を、7月30日(必着)までに〒176-8501区役所内こくほ資格係へ

**問合せ** 納入通知書・保険証の送付について...こくほ資格係 ☎5984-4554  
口座振替について...こくほ収納係 ☎5984-4559  
納付のご相談...納付案内センター ☎5984-4547

## 高齢者の医療費に関するお知らせ

### 自己負担割合が変わった方へ

#### ~後期高齢者医療制度の保険証を送付

医療費の自己負担割合は、特別区民税・都民税(住民税)の課税状況などにより毎年判定され、8月1日(日)から適用されます。対象となる方へ、新しい自己負担割合が記載された保険証を7月9日(金)以降に順次送付します。7月末までに届かない場合はご連絡ください。

▶**問合せ:**後期高齢者資格係 ☎5984-4587

### 医療費の負担が軽くなると思われる方へ

#### ~基準収入額適用申請書を送付

70歳以上の方で、医療費の自己負担割合が3割と判定された方でも、収入が一定額未満の場合は、申請すると負担割合が軽減されます。該当する可能性のある方には、「基準収入額適用申請書」を送付します。持参または郵送で申請してください。対象などは下表の通りです。

	後期高齢者医療制度	国民健康保険
対象	同一世帯の被保険者に住民税の課税所得(※)が145万円以上の方がいる場合で、一定の条件を満たす方	同一世帯の70~74歳の被保険者に住民税の課税所得(※)が145万円以上の方がいる場合で、一定の条件を満たす方
発送日	6/28(月)	6/23(水)
問合せ	後期高齢者資格係(区役所本庁舎2階) ☎5984-4587	こくほ資格係(同本庁舎3階) ☎5984-4554

※課税所得...収入から各種控除を引いた、住民税を算出するための所得。

